

# 後期高齢者医療制度の保険料等のお知らせ

## 令和3年度の保険料の計算方法について

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得割額	(所得金額—基礎控除額*) ×所得割率9.64%	+	被保険者均等割額	被保険者1人当たり 48,765円	=	保険料(年額)	【限度額64万円 (100円未満切捨て)】
------	-----------------------------	---	----------	----------------------	---	---------	--------------------------

- \* 基礎控除額 合計所得金額2,400万円以下の場合、基礎控除額43万円  
 合計所得金額2,400万円超2,450万円以下の場合、基礎控除額29万円  
 合計所得金額2,450万円超2,500万円以下の場合、基礎控除額15万円  
 合計所得金額2,500万円超の場合、適用なし

## 被保険者均等割の軽減特例について

後期高齢者医療制度の創設(平成20年)から暫定措置として特例的な軽減を実施してきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、段階的に見直しをおこない、令和3年度からは制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

令和2年度	7.75割軽減	⇒	令和3年度から	7割軽減
-------	---------	---	---------	------

## 令和3年度の被保険者均等割額の軽減について

所得の低い方に対しては、被保険者均等割額の軽減措置を適用します。

被保険者均等割額を 7割軽減	所得金額の合計が 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下(※)の世帯
被保険者均等割額を 5割軽減	所得金額の合計が 43万円+(28.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下(※)の世帯
被保険者均等割額を 2割軽減	所得金額の合計が 43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下(※)の世帯

※世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

問合せ先 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎955・1223  
 保険医療課 福祉医療係 ☎444・3168 FAX443・3555

# 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

国民健康保険、または後期高齢者医療の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いで就労できず、給与等の支払いを受けることができなくなった場合に、傷病手当金を支給します。

適用期間は、令和2年1月1日から令和3年6月30日までとなっていますので、期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響で就労できなかった期間がある方は、お問い合わせください。

問合せ先 保険医療課 ☎444・3168 FAX443・3555